

Ⅲ 推進施策

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

(8) 障害者 (P33⑧の次に追記)

⑨優生手術を受けた方に対する補償及び優生保護に係る人権問題に対する理解促進

1948（昭和23）年から1996（平成8）年までのおよそ48年間に、多くの方々が、旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術（不妊手術）等を受けることを強いられてきましたが、2024（令和6）年7月3日の最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、優生手術等を受けられた方に対する国家賠償が認められました。

そこで、本県としては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する補償金の支給等について、リーフレット、ポスターなど、様々な広報媒体を活用するとともに、わかりやすい印刷物を作成し、広報に取り組んでまいります。また、県で氏名や住所等を把握している対象者に対しては、個々の状況とプライバシー保護に十分配慮しながら、補償制度の説明など丁寧に対応してまいります。

憲法に違反する規定が長年にわたって執行され、誤った施策が推進されてきたことに鑑み、このような事態を二度と繰り返さないよう、全ての県民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各部局が連携して優生保護に係る人権問題に対する理解の促進に向けた啓発や教育などの諸施策を推進してまいります。

参考資料

2 各人権課題に関する国際的動向・国の動向・本県の現状と取組

障害者の項目（P50～51）の最後に追記

〈旧優生保護法問題〉

1948（昭和23）年に成立した旧優生保護法は、優生思想の下、「不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的として、優生手術（不妊手術）や人工中絶等について規定しており、1996（平成8）年までに、約2万5千件の優生手術が実施されたと言われている。

2018（平成30）年以降、この規定に基づいて優生手術を受けた方々による訴訟が各地で起きたことを背景に、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定され、本県としても、同法による一時金の周知に努めてきた。この一時金は国の損害賠償責任を前提としたものではなく、不十分なものであったが、2024年（令和6）年7月3日の最高裁判決において、優生手術等の規定は憲法第13条が保証する人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由及び第14条1項の趣旨である、事柄の性質に応じた合理的根拠に基づくものでない限り法的な差別的取り扱いの禁止に反するものとして、国家賠償を認める判決が言い渡された。